

体訴訟は認められ、環境裁判官と専門家の活用による新たな判例の展開が始まっている。二〇一五年六月二四日には、オランダのハーグ地方裁判所が、五年以内に温室効果ガスを二五%以上削減するよう政府に求める判決を下し、大きな注目を集めた。このように、環境公益訴訟は、自然保護、文化財保護だけでなく、温暖化対策、化学物質対策等、さまざまな環境分野で有効性を発揮している。

中南米では、現在、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(CELAC)の枠組みで、参加原則に関する独自の地域条約交渉が大詰めを迎えている。チリやブラジルでは環境裁判所が設置され、動物の権利訴訟や環境損害訴訟等、環境司法も大きく変化している。現在、アジア地域において、参加の地域条約を策定しようという動きはないが、上述のように、各国の制度はダイナミックな展開をみせている。

フィリピンのレイナト・ブノ前最高裁長官は、環境裁判所は、環境法の知見を有するだけではなく、環境哲学を理解する環境裁判官により運用されるべきであると述べた。革新的な訴訟手続があっても、革新的な裁判官がいなければ絵に描いた餅になりかねないから、裁判官のキャパシティ・ビルディングは極めて重要である。逆に、革新的な裁判官がいても、革新的なルールがなければ実効的な司法審査には限界がある。

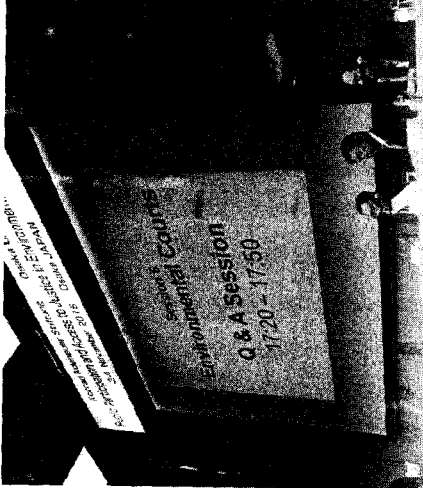
日本の環境訴訟は、裁判官による当たり外れがあるといわれることがある。日本は、ヨハネスブルクサミットにおいて、

持続可能な開発のための教育(ESD)の必要性を訴え、国連ESDの一〇年において中心的な役割を果たした。司法の分野でも、環境団体訴訟の導入をはじめとする国内改革と、環境司法を担う人材の育成が求められているといえよう。

- (1) 例外として、輦の浦理立訴訟に関する広島地判平成二二年一月二日判時二〇六〇号三頁。
- (2) バリガイドラインについては、大久保規子「環境分野の参加原則とバリガイドラインの意義」甲南大学総合研究所叢書二二四号(二〇一五年)四二頁以下参照。
- (3) そのため、多くの国で自治体による環境訴訟が認められているが、日本では、宝塚ハチンコ事件(最判平成一四年七月九日民集五六巻六号一一三四頁)にみられるように、自治体にすら、公益を守る訴訟が認められていない。
- (4) このなかには、日本の公害等調整委員会のように、一定の裁定機能を有する環境専門の紛争処理機関も含まれる。
- (5) G. Pring and C. Pring, Greening Justice, 2009.
- (6) G. Pring and C. Pring, Environmental Courts & Tribunal: A Guide for Policy, 2016.
- (7) 大久保規子「オーストラリアの環境裁判所と司法アクセスの保障」淡路剛久先生古稀祝賀『社会の発展と権利の創造』(二〇一二年)七六三頁以下参照。
- (8) 大久保規子「フィリピンにおける環境訴訟改革——二〇一〇年環境訴訟規則を中心として」阪大法學六四巻三二四号(二〇一四年)八三五頁以下参照。
- (9) ヤン・ダルボ(大久保規子訳)「第一〇原則と司法アクセス」行政法研究一八号(二〇一七年)掲載予定参照。

環境と司法 2

世界の「環境裁判官」が語った司法アクセス事情



スウェーデン、タイ、インドネシアの裁判官が中心で、環境裁判所について質疑に答える(2016年11月4日、国際シンポジウム「環境分野の市民参加と司法アクセスの役割」にて、筆者撮影)

まさのあつこ
ジャーナリスト。議員政策秘書等を経て二〇一三年に東京工業大学法学部で博士(工学)取得。著書に「四六公害病」水俣病 新潟水俣病 イタイイタイ病 四日市公害(中公新書)、「あなたの隣の放射能汚染ゴミ」(集英社新書)など。

世界 SEKAI 2017.4

もとより、日本には、環境裁判を専門とする「環境裁判官」という存在がない。また、環境裁判を起す根拠法も未整備だと言わざるを得ない。

そんな中、今回のシンポジウムに参加した裁判官からは、環境問題の解決のために、いかに裁判所を人々がアクセスしやすい場にするかに腐心してきたかが伝わってきた。

中国：国の立法も動かした貴陽市の環境保護法廷

中国からは、貴州省貴陽市の「環境保護法廷」の羅光黔・所長が、その活動を紹介した。

国に先駆け、貴陽市の環境保護を目的として設置された「環境保護法廷」後に「生態保護法廷」と改名)は、従来の人民法院(裁判所)に独立した形で設定された。

きっかけは、飲用水源「紅楓湖」の水質汚染問題だった。二〇〇七年二月、行政的な手法や経済手法に加え、司法でも取り組もうと設立されたものだ。

初の環境公益訴訟は、設立直後の二〇

はじめに——「環境裁判官」がない日本

オフィス条約(大久保論文参照)が目指す、環境に関する情報・意思決定、司法へのアクセスの確保を、日本でも充実させようと、昨年十一月、国際シンポジウム「環境分野の市民参加と司法アクセスの役割」が開催された。各国の研究者などの発表に加えて、インド、中国、イン

ドネシア、タイ、スウェーデンの五カ国の裁判官が自国の環境裁判事情を語った。シンポジウム主催者「大阪大学グリーンアクセスプロジェクト」の大久保規子教授によれば、裁判官がこのように集まって情報交換をすること自体、国際会議の場では珍しくない。逆に、そんな場所に日本の裁判官が来ないことが不思議に思われているのだという。